

令和3年第4回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年4月28日(月) 午後4時00分～

2. 開催場所 宇土市役所仮庁舎2階会議室

3. 出席委員 11名

中村英子 安田鷹嗣 谷山次則 木村良一 田代和弘
境 良一 松下清史 鎌賀和夫 太田桂子
加悦雅浩 宮本久美子

4. 欠席委員 1名

齋藤英次

5. 議事録署名者指名 境 良一 議長

議事録署名委員 太田桂子 加悦雅浩

6. 議 事

- (1) 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
- (2) 議案第15号 農地法第4条の規定による許可申請審議について
- (3) 議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
- (4) 議案第17号 農用地利用集積計画の同意について
- (5) 議案第18号 令和3年度農業雇労賃の協定について
- (6) 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について

上村局長 それでは定刻となりましたので令和3年第4回の総会を開催いたします。

本日は、齋藤委員が欠席ですが、過半数をこえますので、本日の総会が成立することをご報告いたします。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。開会にあたりまして、境会長からご挨拶をお願いいたします。

境会長 コロナ禍の第4波で県内でも毎日40人から50人の感染者が出てい

ます。また、城北高校や、御船小学校でもクラスターが発生しています。当農業委員会としましても継続し自粛してまいりますので、皆様方のご協力をお願いします。本日、事務局から委員会の総会の開催日を含めたスケジュール変更についての説明を行いますので、皆様方のご協力によりスムーズな運営が出来ます様、ご理解の程よろしくをお願いします。

上村局長 ありがとうございます。次に議長選出になっております。宇土市農業委員会会議規則第5条により、境会長に議長をお願いいたします。

境議長 それでは、本日の議長を務めさせていただきます。まず、議事録署名委員の指名ですが、議長において指名することによってよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

境議長 それでは、太田委員さんと加悦委員さんをお願いします。
それでは、ただいまより議案審議を行います。
まず、申請書の確認委員より申請内容について説明をお願いして、後から事務局の補足説明の上、可否の判断をしていただくということになっています。確認委員さんには説明をお願いします。
それでは、今月の議案審議をお願いします。
議案第14号、「農地法第3条の規定による農地所有権移転等の許可申請に対する審議について」を議題といたします。

境議長 それでは、申請番号1番について確認委員の加悦委員から説明をお願いします。

加悦委員 申請番号1番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号1番について補足説明いたします。申請地までの通作距離は2km、農業年数16年、農機具を所有し、主たる作物は、米、露地野菜になり、3条の要件は満たしているものと思われまます。以上です。

境議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号1番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので1番については承認いたします。次に、申請番号2番について確認委員の加悦委員から説明をお願いします。

加悦委員 申請番号2番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号2番について補足説明いたします。申請地までの通作距離は500m、農業年数約60年、農機具を所有し、主たる作物は、ミカン、柿、カボチャになり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号2番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境会長 以上で議案第14号について2件承認を得ましたので、許可書の交付を行います。次に議案第15号、「農地法第4条の規定による許可申請に対する審議について」を議題といたします。申請番号1番について、確認委員の中村委員より説明をお願いします。

中村委員 申請番号1番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 委員からの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号1番について補足説明いたします。地図は、3ページです。申請人は、熊本市南区に居住する個人ですが、該当の土地は宇土市中心

部に近いこともあり、宅地分譲して市内に移転したい又は住み替えたい住民の希望に応えることで、宇土市のまちづくり計画や人口増加に寄与できると考え、今回の転用となりました。

申請者は個人で宅建を取得しておりませんが、申請地は、親から相続した土地で事業性が低いため、売買が可能です。また約 500 坪以上の広大な土地を一括売却することは難しいことから、分割して販売して問題ないこととなっております。

なお、申請地は令和 2 年 11 月頃から、住宅の敷地として利用しており、始末書添付の案件です。

また、申請地は、都市計画の用途地域内にあるため、第 3 種農地になります。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号 1 番について、委員からのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 申請番号 1 番については承認をいたします。以上で議案第 15 号について 1 件承認を得ましたので、許可書の交付を行います。次に議案第 16 号、「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する審議について」を議題といたします。それでは事務局より説明をお願いします。申請番号 1 番について、確認委員の松下委員より説明をお願いします。

松下委員 申請番号 1 番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 委員からの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号 1 番について補足説明いたします。地図は、8 ページです。申請人は新開町に居住する個人であり、事業を営んでいる事務所がある土地と隣接する土地を以前より資材置き場として利用していましたが、事業拡大に伴い、仕事量が増加してきたことにより、資材置き場のスペースを拡大しなければならなくなり、現在使用している資材置き場の横の土地を新たな資材置き場にと考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地であ

り、第1種農地と思われませんが、不許可の例外である、既存敷地の拡張に該当し、許可することは可能です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号1番について、委員からのご意見はありませんか。

委員 異議なし。

境議長 申請番号1番については承認をいたします。次に、申請番号2番について確認委員の加悦委員から説明をお願いします。

加悦委員 申請番号2番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい、申請番号2番について補足説明いたします。地図は、9ページです。申請人は、宇土市です。「網田支所」及び「網田公民館」は築年数が50年以上経過しており、著しく老朽化が進み、耐震性も低いことから、網田地区の交流・防災拠点施設として支所機能を併設した「網田コミュニティセンター」を建設するものです。申請地の近隣には、保育園、小学校、郵便局があり、建設に最適な場所と考え、今回の転用申請となりました。
なお、申請地は、現在の網田支所から、おおむね500m以内にあり、第2種農地と思われます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号2番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 申請番号2番については承認をいたします。続きまして申請番号3番ですが、今回は取り下げとなりましたので、次に、申請番号4番について確認委員の安田委員から説明をお願いします。

安田委員 申請番号4番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおり

でありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号4番について補足説明いたします。地図は、11ページです。申請人は、古保里町に居住する個人であり、個人住宅の建設を考えていたところ、父親が所有する土地が、学校、病院、スーパー等も近くにあります、子育てや日常生活が用意にできる場所であると考え、今回の転用申請となりました。なお、転用面積は526㎡で、うち建築面積が108.48㎡となっており、転用面積に比べ、建築面積が小さいですが、これは、既存の道路から建築物までの通路として活用する部分を含んでおり、個人住宅に繋がる必要な部分になりますので、転用可能と考えられます。また、申請地は、都市計画の用途地域内にあるため、第3種農地になります。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号4番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 申請番号4番については承認をいたします。次に、申請番号5番について確認委員の安田委員から説明をお願いします。

安田委員 申請番号5番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい、申請番号5番について補足説明いたします。地図は、12ページです。申請人は松山町に居住する個人で、現在、両親と同居していますが、子どもの成長に伴い、子ども部屋の必要性を考慮し、住宅の建設を計画しています。また、建築業を営んでおり、不足している資材置場を同じ敷地内に確保することにより、仕事の作業効率向上につながると思い、会社に近い場所で住宅建設だけでなく資材置場として利用できる土地を

と考え、今回の転用申請となりました。

なお、申請面積 608 m²と一般住宅の適正面積である 500 m²を越えておりますが、農家住宅は 1000 m²が適正面積と判断されるように、建設業や電気工事業等なども事業経営の内容や資材置場を必要とする理由などを確認し、必要面積を判断することとなっております。よって、本申請理由を適正とし、受け付けております。

申請地は、都市計画の用途地域内にあるため、第 3 種農地になります。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号 5 番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 申請番号 5 番については承認をいたします。次に、申請番号 6 番について確認委員の安田委員から説明をお願いします。

安田委員 申請番号 6 番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい、申請番号 6 番について補足説明いたします。地図は 13 ページです。

申請人は、熊本市南区で太陽光発電システム及び IH クッキングヒーターの販売などを営む法人で、申請地は、休耕状態の平坦な土地で太陽光パネルの設置に向いており、休耕農地の活用面でも有益と考え、今回の申請となりました。

申請地は、第 1 種農地、第 2 種農地及び第 3 種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第 2 種農地に位置付けられると思われませんが、判断が難しく、地域の農業委員会委員と現地確認を行い、農地区分は第 2 種農地と判断いたしました。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号 6 番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 申請番号6番については承認をいたします。次に、申請番号7番と8番は関連していますので、確認委員の松下委員から説明をお願いします。

松下委員 申請番号7番、8番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい、申請番号7番と8番につきましては関連しておりますので、併せて補足説明いたします。地図は14ページです。
申請番号7番の申請人は、熊本市西区で土木工事業及び建築工事業を営む法人で、申請番号8番の申請人は熊本市南区で同じく土木工事業を営む法人です。申請地は、熊本河川国道事務所による「緑川網津地区築堤工事」を施工するにあたり、工事現場事務所などを設置する場所を探していたところ、申請地は、工事現場の隣接地であり、作業上 利便性に優れていると考え、今回の申請となりました。なお、申請番号7番の申請地は、令和2年10月ごろ、申請番号8番の申請地は、令和2年12月ごろから着工をしており、双方とも始末書添付の案件となります。
申請地は農振農業地ですが、申請番号7番は令和3年9月、申請番号8番は令和3年8月に完了予定と、転用期間が3年以内であり、代替可能土地がなく、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼさないと認められるため、一時転用と認め、許可することができると思われます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号7番、8番について、委員さんのご意見はありませんか。

田代委員 一時転用であるが、転用後はどの様になるのか。

事務局 地目、土地の形状を元の状態にもどすこととなる。

境会長 他にご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号2番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 申請番号7番、8番については承認をいたします。以上で議案第16号について8件承認を得ましたので、許可書の交付を行います。続きまして、議案第17号「農地利用集積計画の同意」について事務局より説明をお願いします。

事務局 ご説明いたします。17ページをご覧ください。
これらは、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、宇土市が農地の貸借について取りまとめた「農地利用集積計画」について、農業委員会の同意を求められているものです。農業委員会の同意によって計画が定まり、農地の貸借について効力が発生します。
それでは番号順に沿ってご説明いたします。
借り手・貸し手・物件・貸借期間・借賃などにつきましては議案書記載のとおりです。
32番から39番につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づく新規の利用権の設定です。また、40番から、18ページの44番につきましては、現在の契約期間満了による再契約です。また、45・46番につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく2件の利用権の設定です。
次の⑤につきましては、農業公社を介した農地の売買案件です。農地の売買につきましては、議案第14号のように農地法第3条によるものと、⑤のような農業経営基盤強化促進法によるものがあります。根拠となる法律が違うため、⑤は農地利用集積計画として18ページの表に記載しています。
次に19ページをご覧ください。こちらは今月の利用権設定による農地集積の状況を示していて、田の合計が6万759㎡、樹園地が2,178㎡、合計6万2,937㎡となっています。
次に20ページをご覧ください。左側が今月の合計、右側が今年の累計となっています。4月総会時点での累計は、利用権の設定が17万8,552㎡、所有権の移転は1万7,136㎡です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、議案第17号は承認します。続きまして、議案第18号「令和3年度農業雇労賃の協定について（案）」について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第18号、令和3年度農業雇労賃金（案）について説明いたします。議案書の22ページをご覧ください。

これは、10a当たりの賃金案を記載していて、令和3年度の初田起こしを6,000円、畝たおしを5,500円、代かきを6,000円、機械田植えを6,000円、コンバインつまり機械刈取りを14,000円としており、この金額は昨年同様の金額となっております。

別紙の資料1をご覧ください。令和2年度の熊本県内の水稲作一般の作業受託料金の調査結果から抜粋した雇労賃の資料をお配りしています。宇城管内と熊本県の平均額をご覧のとおりです。

このように、令和3年度案の金額は、宇城平均、県平均と比較し、大きな差異はないと思います。

以上、案の説明を終わります。ご検討よろしくお願いたします

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、議案第18号は承認します。続きまして、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について」事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、報告第3号について説明いたします。議案書の24ページをご覧ください。

今月は、9件、25筆、合計面積4万3,097㎡の解約となっております。この内、3番から9番につきましては、賃借人の事業撤退による解約です。以上です。

境会長 事務局より説明がありました。ご意見はありませんか。

加悦委員 今回の JR との賃貸借については、返却時の現況がとても厳しい状態である。この様な契約の場合は、担当部署での十分な管理体制を図るべきである。また、当初の契約時に契約解除時の取り決めも明確化しておくべきである。

境会長 他にご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、報告第3号は承認します。以上で予定しておりました案件はすべて承認いたしました。これをもちまして、議長の座を降段させていただきます。

上村局長 ありがとうございます。それでは、閉会のご挨拶を鎌賀副会長にお願いします。

鎌賀副会長 以上で第4回農業委員会総会を閉会します。お疲れ様でした。

議 長 境 良一 印

議事録署名人 太田 桂子 印

議事録署名人 加悦 雅浩 印